

川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月12日
川上村

川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

吉野川流域にある川上村は『川上宣言』を理念として、「都市にはない豊かな暮らしの実現」を築くため、樹と水と人の共生を目指す「水源地の村づくり」を進めている。

川上村の教育の歴史は古く深く、寛永18年（1641）には読書・算術を教える寺子屋が開設されたと記録されている。本村の先人たちの「教育」にかける思いには並々ならぬものがあり、本村の誇る偉人・土倉庄三郎翁をはじめ村民が教育にかけた熱意は世に比しても言うに及ばないものである。

今日では、この志を受け継ぎ、『村づくりは人づくり・人づくりは教育』を信念に、「15の春は正夢に」を目標に、義務教育プランとして掲げる4本の柱「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましい心身」、「郷土愛」の活性化を目指している。

このような中、本村では平成28年3月に『川上村保小中校舎一元化整備計画（事業方針）』を策定し、保小中校舎一元化に向け検討を進める中、平成30年度には、保護者や教職員等と意見交換を交え『川上村保育園並びに義務教育学校基本構想（以下「基本構想」という。）』を策定した。これに基づいて新たに保育園並びに施設一体型の義務教育学校の実現を目指している。

このため、令和元年度には『川上村保育園並びに義務教育学校基本設計業務（以下「基本設計」という。）』を実施し、令和6年4月に新設校の開校を予定している。

本プロポーザルは、保育園並びに施設一体型の義務教育学校を建設するにあたり、本村が目指す理念等を十分に理解し、設計に対する意欲・熱意を持ち、高い技術力と豊富な経験を有する設計者を求めることを目的としており、本村の状況や設計条件及び「保護者、教職員や村民等との意見交換、ワークショップ等」を取り入れた川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。

2. 本プロポーザルの概要

(1) 業務名

川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務

(2) 業務内容

「川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時において受注者の提案内容により一部を変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日

(4) 委託料上限額

57,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 書類提出及び問い合わせ先

担 当：川上村教育委員会（新井、水口）

住 所：〒639-3553 奈良県吉野郡川上村大字迫1374-2 川上総合センター内

電 話：0746-52-0144

F A X：0746-52-0240

E-mail：kyouiku@vill.nara-kawakami.lg.jp

3. 提案方法

技術水準、実施能力、創造性・企画性、信頼性、費用等を総合的に評価するため、本実施要領のほか仕様書、本村が提示する基本設計（抜粋）及び関連資料（以下「設計関連資料」という。）をふまえ、企画提案を行うこと。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次のすべての要件を満たす法人または法人以外の団体とする。

- ・奈良県内または隣接府県（大阪府、京都府、和歌山県、三重県）内に、業務実施者（本社、本店、支社、支店、営業所のいずれか）がある単体企業であること（本事業を実施するために設置する場合を含む）。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていない者であること。
- ・法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ・「川上村建設工事等暴力団排除措置要綱」の規程による排除措置を受けていない者（要綱第 9 条により排除措置対象者であるかどうかを警察本部に照会する場合がある。）
- ・本村における設計業務に係る入札参加有資格者、若しくは候補となった場合、随意契約締結時点までに入札参加資格を取得すること。
- ・参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に指名停止を受けていない者であること。
- ・協力事務所として本プロポーザルに参加する者でないこと。
- ・過去 15 年間に、官公庁発注の木造、混構造、鉄筋コンクリート造木質化、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の小学校または中学校の延べ面積 3,000 m²以上の新築、増築または改築のいずれかに係る設計業務（以下「同種業務」という。）の契約を行い、この期間に完了した実績を有する者であること。
- ・「10. (2)業務実施体制（様式 7）及び各技術者の経歴等（様式 8）について」に記載する技術者を有する者であること。

5. 提案のスケジュール

日付（令和3年）	内容
4月12日（月）	川上村ホームページにて公募
4月13日（火）～4月16日（金）	設計関連資料を閲覧・配布（10時～17時）
4月16日（金）	現地視察（13時～17時）
4月19日（月）	質問書提出日（17時まで）
4月23日（金）	質問書回答
4月28日（水）、30日（金）	参加申込日（10時～17時）
5月10日（月）、11日（火）	企画提案書類提出日（10時～17時）
5月21日（金）	プレゼンテーション
5月24日（月）	選定結果通知

6. 募集要項の入手

本プロポーザルの仕様書、本実施要領、様式集等は、川上村ホームページでのみ掲載するため、各自ダウンロードし、閲覧、使用すること。

7. 設計関連資料の閲覧、配布及び現地の視察

設計関連資料の閲覧・配布は、令和3年4月13日（火）から令和3年4月16日（金）の期間に行う。

また、現地視察は、令和3年4月16日（金）13時～17時に、校舎（1階のみ）、体育館及びプールを対象に行う。

閲覧・配布及び現地視察を希望する者は、「様式1」に記載・押印し、スキャンデータ（PDF）を「2.（5）書類提出及び問い合わせ先」に記載の電子メールに令和3年4月15日（木）の12時までに送信すること。

電子メールの標題は「設計関連資料の閲覧・配布及び現地視察」とし、本文には「参加希望事業者名」を記載して送信すること。

8. 質問書の提出及び回答

本実施要領及び仕様書内容に質問がある場合は、質問書（様式2）を令和3年4月19日（月）17時までに提出すること。

(1) 質問要領及び注意事項

質問については、「2.（5）書類提出及び問い合わせ先」に記載の電子メールに提出し、電話で担当者に到着確認を行うこと。電子メールの標題は「プロポーザルに関する質問」とし、本文には「参加希望事業者名」を記載して送信すること。

(2) 質問書回答

参加希望事業者からの質問の回答については、令和3年4月23日（金）に川上村ホームページにて掲載する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

9. 参加表明

本プロポーザルの参加希望事業者は、次の書類を令和3年4月28日（水）及び令和3年4月30日（金）の10時から17時までに提出すること（不足資料がある場合は受付けない）。

(1) 参加表明に係る提出物：各1部（返却しない）

- ① 参加表明書（様式3）
- ② 会社概要書（様式4）
- ③ 業務実績調書（様式5）
記載した実績を証明する契約書の写し（契約書の鑑及び業務完了報告書）
- ④ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 納税証明書

(2) 提出要領及び注意事項

- ・提出物には代表者印（本村へ入札参加資格登録を行っている印。もしくは、登録を受ける予定の印。以下同じ）を押印して提出すること。
- ・受付時間内に「2.（5）書類提出及び問い合わせ先」にある提出場所まで持参すること。郵送、電子メール等による提出は認めない。

10. 企画提案

参加表明を行った事業者は、以下の書類を令和3年5月10日（月）及び令和3年5月11日（火）の10時から17時までに提出すること。

(1) 企画提案に係る提出物

- ① 業務協力予定書（様式6）
- ② 業務実施体制（様式7）
- ③ 各技術者の経歴等（様式8）
各技術者の資格証の写し
プロポーザル参加者との雇用関係を証明できる書類の写し
記載した実績を証明する契約書の写し（契約書の鑑及び業務完了報告書）
- ④ 見積書（様式9）
- ⑤ 企画提案書（様式10）
- ⑥ スケジュール表（任意様式）

(2) 業務実施体制（様式7）及び各技術者の経歴等（様式8）について

業務実施体制については次の各項目を満たすこと。なお、日本語での業務に支障のない技術者を配置すること。

- ① 次に掲げる条件を満たす者を管理技術者（※1）として、配置すること。
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士の資格を有する者。
 - ・過去15年間に、官公庁発注の木造、混構造、鉄筋コンクリート造木質化、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の小学校または中学校の延べ面積3,000㎡以上の新築、増築または改築のいずれかに係る設計業務を、管理技術者として経験した実績を有する者。
- ② 次に掲げる条件を満たす者を照査技術者（※2）及び主任技術者（※3）として、配置すること。

- ・照査技術者、主任技術者（意匠・構造）
建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者。
- ・主任技術者（電気設備・機械設備）
建築士法の規定に基づく建築設備士または設備設計一級建築士の資格を有する者。
- ※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。経験年数は15年以上とする。
- ※2 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者をいう。
- ※3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。経験年数は15年以上とする。

- ③ 管理技術者及び照査技術者と、意匠、構造、電気設備、機械設備をそれぞれ担当する主任技術者を1名ずつ配置することとし、これらは兼任させないこと。
- ④ 管理技術者及び照査技術者は、提案する事業者に所属していること。
- ⑤ 各主任技術者のうち構造、電気設備、機械設備の担当以外については、提案する事業者に所属していること。
- ⑥ 履行期間内に設計完了が可能な体制にあり、提出書類に記載された管理技術者、各主任技術者が業務の担当をすること。
- ⑦ 業務実施体制（様式7）に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を要すること。

(3) 企画提案書（様式10）について

- ・企画提案書には、設計関連資料や仕様書に基づき考える最適な方策について明瞭に記載すること。なお、企画提案書に記載された内容については、見積金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- ・企画提案書の作成にあたり、必要ならば川上村公開資料のデータや写真等を引用しても良い。川上村ホームページからの引用も可とする。
- ・企画提案書には、下記の①から③までの「課題」について、記載すること。

- ① 保育園並びに義務教育学校施設の計画規模縮小に関する提案
基本設計及び「別紙1」に基づき、基本設計が有する各室の機能や性能は変えず、保育園並びに義務教育学校施設の規模縮小案を提案する。
(主な諸室については、寸法や面積を明示すること。)
- ② 保育園舎の構造計画の提案
基本設計及び「別紙1」に基づき、基本設計が有する各室の機能や性能は変えず、基本設計（木造2階建て集成材工法）に対して木構造を最優先したうえで、工事費を抑えることのできる保育園舎の構造・工法を提案する。
- ③ 川上産吉野材に触れ、学ぶことが出来る構造・木材の見せ方や空間デザインの提案
本村の子どもたちや村民が、川上産吉野材に触れ、体験し学ぶことの出来る校舎自体の構造・木材の見せ方や空間デザインを提案する。

(4) スケジュール表（任意様式）について

- ・任意の書式にて、成果物完成までのスケジュール表を作成すること。
- ・スケジュール表はA4サイズを基本とし、本業務の詳細が分かるよう記載すること。

(5) 提出要領及び注意事項

- ・提出する正本には代表者印を押印して提出すること。
- ・企画提案に係る提出物は、正本各1部と副本12部(各1部ずつをまとめてファイリング)と、作成したデータファイルを保存したDVD-ROM1枚を提出すること。(返却しない)
- ・受付時間内に「2.(5)書類提出及び問い合わせ先」にある提出場所まで持参すること。郵送、電子メール等による提出は認めない。

11. プレゼンテーション

企画提案書類を期間内に提出した事業者は、以下のプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 日程及び場所

- ・日 程：令和3年5月21日(金)
- ・場 所：川上村役場2階第1会議室
- ・その他：詳細な時間は提案事業者に直接連絡する。

(2) 実施方法

- ・出席者数：3名以内

なお、本業務を担当する予定の管理技術者及び主任技術者（意匠）が、必ず出席し説明を行うこと。

- ・スケジュール

準備開始	5分前より実施
プレゼンテーション	30分以内
質疑応答	25分以内

- ・説明内容：事前提出した企画提案書類を基に説明を行うこととする。
- ・機材：プロジェクター等必要な機材は、提案事業者にて準備すること(スクリーン、電源、延長コードは本村で準備する)。

(3) その他

プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の提出順とする。

12. 受注者選定方法

(1) 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受注候補者の選定を行うため、「川上村保育園並びに義務教育学校実施設計業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査会において、審査項目ごとの評価点数を合計する。見積金額が「2.(4)委託料上限額」を超えている場合は、その提案事業者は審査から除外する。

なお、提案事業者が多数の場合は、企画提案書類受理後、担当部局で予備審査を実施し、事業者を絞り込むことがある。予備審査を行った場合は、結果を別途通知する。

(3) 審査項目

審査は、次の審査項目により行う。

なお、企画提案の内容は、園舎・義務教育学校舎の形状、デザイン及び完成イメージを求めるものではなく、また実現性のない提案は評価しないので、注意すること。

評価項目	評価の内容	
会社の業務実績	同種業務の実績	
	技術者の有資格者数	
実施体制の能力	実施体制の組み方	
	各技術者の資格（一級建築士、構造設計一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士等資格の有無を評価）	
	各技術者の同種業務の実績	
企画提案書類の内容	課題 1	保育園並びに義務教育学校施設の計画規模縮小に関する提案
	課題 2	保育園舎の構造計画の提案
	課題 3	川上産吉野材に触れ、学ぶことが出来る構造・木材の見せ方や空間デザインの提案
	見積金額	
	業務の理解度及びスケジュールの適格性	
企画提案書類のプレゼンテーション及び質疑対応能力	取組意欲	
	プレゼンテーションの説明力、わかりやすさ及び特に質問に対する対応力、理解度（川上産吉野材に関する考え方）	

(4) 受注候補者の選定

審査の結果、評価点数が最も高い提案事業者を第1受注候補者として、次点者を第2受注候補者として選定する。ただし、評価点が同点の提案事業者が複数ある場合は審査会の多数決により選定する。

参加表明を行った事業者が1者であった場合についても、審査、評価は実施するが、審査会の評価点数が満点の6割に満たない場合は、受注候補者として選定しない。

(5) その他

仕様書の内容は、必要により受注候補者と協議の上、変更する場合がある。本実施要領記載事項及び企画提案書類の内容で発注者が認めたものについては、仕様書に記載するものとする。

また、第1受注候補者との協議において両者が合意に至らなかった場合は、次点者を受注候補者として繰り上げ、協議を行うこととする。

13. 選定結果の通知

選定結果は、全提案事業者に対し文書で通知するほか、川上村ホームページに掲載する。ただし、審査の経緯及び選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。

14. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受注候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。契約時期は令和3年6月を予定。

(2) 支払方法

令和3年度に支払うものとする。

15. 欠格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- ・参加資格要件を満たさなかった場合。
- ・参加表明書類及び企画提案書類について期限内に提出がない及びプレゼンテーションを欠席した場合。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・審査の公平性を害する行為があった場合。
- ・前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めたとき。
- ・参加表明書類提出後、川上村資格業者に対する指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合。
- ・審査会の委員または事務局関係者に、直接、間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合。
- ・指定様式、提出方法、提出先に適合しない場合、記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- ・他の事業者のプレゼンテーションを参観、聴講した場合。

16. 著作権、意匠及び提出書類の扱い

- ・企画提案書類に含まれる第三者の著作物の使用に関しては、全て提案事業者が当該第三者の承諾を得ておくこと。他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- ・本プロポーザルに係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- ・企画提案書類の著作権は川上村に帰属する。ただし、契約を締結しなかった事業者が提出した企画提案書類の著作権は、それぞれの提案事業者に帰属するものとする。
- ・村は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及びその他、村が必要と認めるときに、提出書類を無償で提案事業者に承諾なく使用または第三者に使用を許可できるものとする。その他の場合は提出書類を無断で使用しないものとする。
- ・村は、提出書類の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・選定された提出書類は、審査の結果の公表(ホームページ・広報等)や出版物等への掲載、展示等に使用する。

17. その他

- ・提案事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・企画提案に関する提出書類の変更・差替、再提出は認めない。
- ・手続きにおいて使用する言語は日本語とし、その際の文字サイズは、11ポイント以上とする。
- ・電子メール等の通信事故について、川上村はいかなる責任も負わないものとする。
- ・その他、本実施要領に記載のない事項については、その都度協議するものとする。
- ・本業務受注者は、本業務に係る工事の入札に参加し、または当該工事の請負やサービスの提供を行うことができない。